



三重県公報

平成29年3月31日(金)

第 2890 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
35	三重県公印規則の一部を改正する規則	(法務・文書課)	2
36	三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則	(発達支援体制推進プロジェクトチーム)	2
37	三重県立子ども心身発達医療センター条例の施行期日を定める規則	(同)	8
38	三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則	(私学課)	8
39	職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則	(雇用対策課)	10
40	三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則の一部を改正する規則	(中小企業・サービス産業振興課)	10
公 安 委 規 則			
4	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(公安委員会)	11
告 示			
241	三重県地域医療構想の策定及びその関係書類の縦覧	(医務国保課)	11
242	みえ県民交流センターの利用料金の承認	(男女共同参画・NPO課)	12
243	地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携総務課)	13
244	保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知	(治山林道課)	15
245	三重県指定希少野生動植物の指定をする旨	(みどり共生推進課)	19
246	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	23
247	県道の路線の廃止及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	25
248	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(同)	25
249	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	26
250	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課)	26
251	同伴	(同)	27
252	同伴	(同)	27
公 告			
	農用地利用配分計画の認可の申請があった旨及びその縦覧	(担い手支援課)	29
	土地改良区の設立認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	30
	土地改良区役員の退任の届出	(同)	30
	河川整備計画を定めた旨及びその関係図書の縦覧	(河川課)	30
	同伴	(同)	30

規 則

三重県公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十五号

三重県公印規則の一部を改正する規則

三重県公印規則（昭和三十二年三重県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。
別表雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長印の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則をここに公布します。

平成二十九年三月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十六号

三重県立子ども心身発達医療センター条例施行規則

（権限委任）

第一条 三重県立子ども心身発達医療センター条例（平成二十八年三重県条例第四号。以下「条例」という。）

第四条、条例第五条第二項において準用する三重県病院事業条例（昭和三十九年三重県条例第六十号）第十三条第三項及び条例第五条第四項に規定する知事の権限は、三重県立子ども心身発達医療センター（以下「センター」という。）の長に委任する。

（休診及び休所日）

第二条 外来患者に対する休診日及び福祉サービスの利用者に対する休所日は、次に掲げる日とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和三十二年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（診療等受付時間）

第三条 外来患者等に対する診療及び福祉サービスの受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までの間でセンターの長が別に定める時間とする。

（利用の手続）

第四条 新たに診療を受けようとする外来患者又はその保護者は、外来患者受診申込書（第一号様式）に、定められた事項を記入してセンターの長に提出しなければならない。

2 前項以外にセンターの施設を利用する者又はその保護者は、センターの長が別に定める手続きを行わなければならない。

（入所等の手続）

第五条 条例第三条の規定による入所又は入院（以下「入所等」という。）の許可を受けようとする者は、入所（院）申込書（第二号様式）をセンターの長に提出しなければならない。

2 入所等の許可を受けた者は、身元引受書（第三号様式）及び誓約書（第四号様式）をセンターの長に提出しなければならない。

3 児童福祉法第二十七条第一項第三号により措置された者及び同法第三十三条第二項により一時保護された者をセンターへ入所させる場合は、前二項に定める手続きを要しない。

（使用料等の額）

第六条 条例第五条第二項において準用する三重県病院事業条例別表第二に規定する実費を基準として知事が定める額は、別表のとおりとする。

（補則）

第 1 号様式 (第 4 条関係)

外来患者受診申込書

患 者	フリガナ			
	住所	〒 ー		
		電話番号 (携帯) (父・母) 電話番号 (自宅)		
	フリガナ		性 別	
氏 名		生年月日	年 月 日	
保 護 者	住所	〒 ー		
	フリガナ		患者との 続柄	父・母 祖父・祖母 (父方・母方) 施設・その他 ()
	氏 名			

第 2 号様式（第 5 条関係）

入所（院）申込書

年 月 日

三重県立子ども心身発達医療センター長 宛て

保護者 住 所

ふりがな
氏 名

印

生年月日 年 月 日

患者との続柄

電話番号

私は、下記の者を三重県立子ども心身発達医療センターに入所（院）させたいので申し込みます。

記

住 所

ふりがな
患者氏名

性 別

生年月日 年 月 日

年 齢

学校名等

第 3 号様式（第 5 条関係）

身元引受書

年 月 日

三重県立子ども心身発達医療センター長 宛て

保護者 住 所

ふりがな
氏 名

印

生年月日 年 月 日

患者との続柄

電話番号

私は、下記の者が三重県立子ども心身発達医療センターに入所（院）することに同意し、その身元を引き受けます。

記

住 所

ふりがな
患者氏名

性 別

生年月日 年 月 日

年 齢

学校名等

第 4 号様式 (第 5 条関係)

誓 約 書

年 月 日

三重県立子ども心身発達医療センター長 宛て

保 護 者 住 所

ふりがな
氏 名

ⓐ

生年月日 年 月 日

患者との続柄

電話番号

連帯保証人 住 所

ふりがな
氏 名

ⓐ

生年月日 年 月 日

患者との続柄

電話番号

- 1 私は、下記の者の入所（院）にかかる一切の費用をセンター指定の支払日に必ず支払います。
万が一違反したときは、連帯保証人がその責任を負います。
- 2 下記の者が入所（院）中無断で退去したとき又はセンターの規律に違反したときは、退所（院）
を命ぜられても異議はありません。

記

住 所

ふりがな
患者氏名

性 別

生年月日 年 月 日

年 齢

学校名等

備考 連帯保証人は、出来る限り県内在住者であり、別世帯で生計を立てている人であること。

三重県立子ども心身発達医療センター条例の施行期日を定める規則をここに公布します。

平成二十九年三月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十七号

三重県立子ども心身発達医療センター条例の施行期日を定める規則

三重県立子ども心身発達医療センター条例（平成二十八年三重県条例第四号）の施行期日は、平成二十九年六月一日とする。

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十八号

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三学年」の下に「（義務教育学校の第九学年及び中等教育学校の前期課程第三学年を含む。）」を加える。

第五条第一項第一号中「中学校」の下に「（義務教育学校及び中等教育学校を含む。以下同じ。）」を加える。

第十三条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、知事が別に定める要件を満たすとき、本文に規定する修学奨学金を返還しなければならない期間は、返還金の合計額が百二十万円を超え百八十五万円未満の者については十五年以内、百八十五万円以上の者については十八年以内とすることができる。

第一号様式中

性別	卒業した（予定の）中学校
男・女	中学校 年 月卒業（予定）

を

「

卒業した（予定の）中学校
中学校 年 月卒業（予定）

」

に

「

性別	職業（勤務先等）
男・女	

」

を

「

職業（勤務先等）

」

に「修業奨学金については」を「修業奨学金の返還

金を保証し」に改める。

第三号様式中「（12年以内）」を削る。

第十二号様式を次のように改める。

第 12 号様式 (第 17 条関係)

連帯保証人等変更申請書

変更事項 (いずれかに○)	保護者		連帯保証人	
	ふりがな 氏名	住所等	職 (勤務先等)	業 本人との 関係
変更後の保護者 又は連帯保証人		〒 電話 — —	生 年 月 日	
			年 月 日生	
変更年月日				
変更理由				
<p>三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則第 17 条第 2 項の規定により、保護者又は連帯保証人について、上記のとおり変更したいので同意願います。</p> <p>年 月 日 三重県知事 宛て</p> <p>本 人 氏名 ㊟</p> <p>上記の者が返還義務を有する三重県専修学校高等課程修業奨学金に関する一切の債務について、本人と連帯して債務を負担します。また、本人が既に提出している誓約書及び借用証書の誓約事項についても同意します。</p> <p>この奨学金に関する訴訟については、三重県の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。</p> <p>変更後の 保護者又は 氏名 ㊟ 連帯保証人</p>				

- 備考 1 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。
 2 保護者の変更の際は、住民票を添付してください。
 3 連帯保証人にあつては、押印された印鑑に係る印鑑証明書を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則（以下「新規則」という。）第十三条第一項ただし書きの規定はこの規則の施行の日以後に奨学金の貸与が決定される者について適用し、同日前に貸与が決定された者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際に現に改正前の三重県専修学校高等課程修業奨学金の貸与に関する規則の規定に基づき提出されている申請書等は、新規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十九号

職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

職業訓練手当支給規則（昭和四十一年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「三重県知事 めて」を「三重県知事 宛て」に、「男・女」を「性別（ ）」に改める。

第二号様式中「三重県知事 めて」を「三重県知事 宛て」に改める。

「
第三号様式中

氏 名		性別
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）	

を

「

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

に改める。

第四号様式中「三重県知事 めて」を「三重県知事 宛て」に、

「

イ 公共職業訓練を受けなかった日のうち		
疾病、負傷その他やむを得ない理由による場合	○印	を
やむを得ない理由がない場合	×印	

「

イ 公共職業訓練を受けなかった日のうち		
疾病、負傷その他やむを得ない理由による場合	○印	に改める。
やむを得ない理由がない場合	×印	
ウ 公共職業訓練期間でない日	／印	

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第四十号

三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則の一部を改正する規則

三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則（平成二十六年三重県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十一項」を「第十三項」に改める。

附 則

りの規則は、公布の日から施行する。

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年三月三十一日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

三重県公安委員会規則第四号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十二年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二一の項中「上川町字北上四〇三〇番一」を「下蛸路字里中六七〇番二」に改め、同表一三二の項中「垂坂町字岩ヶ谷一四一七番」を「中村町字中尾二四一六番五二」に改め、同表中二二四の項を二二六の項とし、一五一の項から二二三の項までを二項ずつ繰り下げ、一五〇の項の次に次のように加える。

一五一	市道四日市大学進入路線	三重県四日市市中村町字中尾二四一六番七〇地先から三重県四日市市中村町字中尾二四一六番五二地先まで
一五二	市道中村三八号線	三重県四日市市中村町字大入口二五四四番地先から三重県四日市市中村町字榎尻谷二四二〇番二〇地先まで

附 則

りの規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 241 号

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項の規定により、三重県保健医療計画（平成 25 年 3 月 29 日三重県告示第 205 号）の一部として、三重県地域医療構想を次のとおり定めましたので、同条第 15 項の規定により告示します。

なお、同構想は、三重県健康福祉部医療対策局医務国保課、県内の各保健所及び三重県情報公開・個人情報総合窓口に備え置いて縦覧に供します。また、三重県のホームページに掲載します。

平成 29 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県地域医療構想の概要

1 策定の趣旨

平成 25（2013）年 8 月、社会保障制度改革国民会議による報告書において、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能ごとの医療の必要性を示す地域医療構想を都道府県が策定することが提言され、平成 26（2014）年 6 月には、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）が成立し、新たな医療提供体制の構築のため、都道府県による地域医療構想の策定が明記されました。

これらを踏まえ、本県においても、団塊の世代が 75 歳以上を迎える平成 37（2025）年を視野に、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を適切に推進するため、三重県地域医療構想を策定します。

2 主な記載事項

第 1 部 総論

第 1 章 地域医療構想の基本的事項

- 1 地域医療構想の位置づけ
- 2 策定の趣旨
- 3 策定の基本的な考え方
- 4 構想区域

- 5 策定体制等
- 第2章 三重県における医療政策の基本方針
 - 1 医療の現状と課題
 - 2 医療政策の基本方針
- 第3章 2025年におけるあるべき医療需要および必要病床数の推計
 - 1 医療需要および必要病床数の推計方法
 - 2 患者流出入の状況
 - 3 患者流出入をふまえた医療需要等
 - 4 必要病床数と病床機能報告制度における病床数との比較
 - 5 2025年の在宅医療等医療需要の状況
- 第4章 本県独自の取組
 - 1 在宅医療フレームワーク
 - 2 未稼働病床の整理
- 第5章 地域医療構想の実現に向けて
 - 1 目標
 - 2 各施策の検討
 - 3 地域医療介護総合確保基金の活用
- 第2部 各論
 - 第1章 桑員区域地域医療構想
 - 第2章 三泗区域地域医療構想
 - 第3章 鈴亀区域地域医療構想
 - 第4章 津区域地域医療構想
 - 第5章 伊賀区域地域医療構想
 - 第6章 松阪区域地域医療構想
 - 第7章 伊勢志摩区域地域医療構想
 - 第8章 東紀州区域地域医療構想
- 第3部 実現するための取組
 - 1 医療機能の分化・連携の推進
 - 2 在宅医療の充実
 - 3 医療従事者の確保
- 第4部 策定後の取組
 - 1 周知と情報の公表
 - 2 2025年までのPDCA等
- 第5部 資料編
 - 1 在宅医療フレームワークに係る現状について
 - 2 医師看護師需給状況調査
 - 3 構想策定の経緯
 - 4 委員名簿
 - 5 用語の解説

三重県告示第242号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、みえ県民交流センターの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、みえ県民交流センターの利用料金の承認（平成26年三重県告示第221号）は、平成29年7月31日限り廃止します。

平成29年3月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定管理者
特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター
代表理事 松井 眞理子

2 利用料金の額

(1) 施設

区分		1時間当たりの金額(円)
ミーティングルームA	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	1,020
	その他に利用する場合	300
ミーティングルームB	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	1,020
	その他に利用する場合	300
交流スペースA	営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合	2,040
	その他に利用する場合	300

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 2 交流スペースAは、交流スペースのうち、交流スペースAの全部を利用する場合に限る。

(2) 付属設備

区分		単位	金額(円)
印刷機	製版代	1枚	50
	インク代	10枚	10
カラーコピー機	モノクロ	1枚	10
	カラー	1枚	50
紙折り機		1回	410
製本機		1冊	50
デスクトップパソコン		1時間	200
プリンター	モノクロ	1枚	10
	カラー	1枚	30
大型プリンター		1回	410
テレビ		1回	410
ビデオ・DVDデッキ		1回	410
有孔パネル(5枚以上利用する時)		1式	410
布ボード(5枚以上利用する時)		1式	410
プロジェクター		1回	410
映写スクリーン		1回	410
ワイヤレスマイクセット		1回	410
鍵付きロッカー		年間(4月から3月まで)	2,050
		1か月	200
メールボックス		年間(4月から3月まで)	1,020
		1か月	100

3 利用料金の承認年月日

平成29年3月16日

4 利用料金の適用年月日

平成29年8月1日

三重県告示第243号

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成29年3月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表第 4 号の項（B）の欄中「連携計画事業」を「形成計画事業」に改める。

別表 1(4)の表第 1 号の項（C）の欄を次のように改める。

県施策と連携し、市町が緊急に実施すべき事業に要する経費

別表 1(4)の表第 1 号の項（E）の欄を次のように改める。

市町

別表 1(6)の表第 2 号の項（C）の欄中「及び施設整備」を削り、同表中第 4 号の項及び第 5 号の項を削り、第 6 号の項を第 4 号の項とし、第 7 号の項を削り、第 8 号の項を第 5 号の項とし、第 9 号の項を削り、第 10 号の項を第 6 号の項とし、第 11 号の項を第 7 号の項とし、同項の次に次の 3 項を加える。

8	三重県競技力向上対策本部負担金	三重県競技力向上対策本部の事業経費を負担することにより、本県の競技スポーツ水準の向上を図る。	本県の競技スポーツ水準の向上を図るために要する経費	別に定める。	三重県競技力向上対策本部
9	吉田沙保里賞実行委員会負担金	国際大会等で優秀な成績を収め、今後も活躍が期待できるジュニアアスリート及びその指導者の栄誉を讃えるとともに、後世に「吉田沙保里選手」の名を語り継いでいくため、顕彰事業を実施する。	顕彰事業に要する経費	別に定める。	吉田沙保里賞実行委員会
10	第 76 回国民体育大会開催準備委員会負担金	国民体育大会を開催することにより、本県のスポーツ推進を図るとともに、県民総参加による郷土意識の高揚及び地域づくりを進め、あわせて全国へ向けて本県の情報を発信する。	大会の開催準備に要する経費	別に定める。	準備委員会

別表 1(6)の表中第 12 号の項を第 11 号の項とする。

別表 1(7)の表第 7 号の項を削る。

別表 2 の表中

17	競技力向上対策事業環境整備補助金			
18	新三重武道館整備費補助金			
19	広域的拠点スポーツ施設整備費補助金			
20	第 76 回国民体育大会市町競技施設整備費補助金			
21	地域活性化支援事業補助金			
22	南部地域活性化基金事業費補助金			
23	南部地域活性化地方創生関連事業費補助金			
24	紀南中核的交流施設整備事業支援補助金			1 件の取得価額が 30 万円以上の機械及び器具
25	東紀州地域産業活性化事業費補助金			1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具

を

「

17	新三重武道館整備費補助金	
18	広域的拠点スポーツ施設整備費補助金	
19	第76回国民体育大会市町競技施設整備費補助金	
20	地域活性化支援事業補助金	
21	南部地域活性化基金事業費補助金	
22	南部地域活性化地方創生関連事業費補助金	
23	紀南中核的交流施設整備事業支援補助金	1 件の取得価額が 30 万円以上の機械及び器具
24	東紀州地域産業活性化事業費補助金	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具

」

に改める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 244 号

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（平成 29 年 2 月 7 日付け三重県告示第 73 号）は、相手方の所在不分明のため通知することができないので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 189 条の規定により、その通知の内容を松阪市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成 29 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 通知することができない者の氏名

池田源七

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町田引字フド野 276

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

石橋荘司

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町田引字梅ノ木谷 252

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

上村恵一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町田引字野戸谷 269 の 9

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

佐々木隆紘

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町赤桶字庄司井戸谷 1063

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

志水守

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町赤桶字庄司足谷 1043 の 2、1043 の 4

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

鈴木和豊

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町栗野字東谷 1317 の 41、1317 の 75

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 7

1 通知することができない者の氏名

瀧本孝一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町赤桶字庄司ヤスバ 1070 の 1、1071 の 2、字庄司唐谷 1076 の 2

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 8

1 通知することができない者の氏名

高橋登み

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町赤桶字庄司足谷 1036 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 9

1 通知することができない者の氏名

西村拓也

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町赤桶字庄司唐谷 1073

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 10

1 通知することができない者の氏名

橋本信也

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町赤桶字庄司ヤスバ 1068 の 3

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 11

1 通知することができない者の氏名

原保二

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町田引字梅ノ木谷 247 の 4

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 12

- 1 通知することができない者の氏名
前川栄蔵
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松阪市飯高町赤桶字庄司ヤスバ 1072
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 13

- 1 通知することができない者の氏名
村田牧夫
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松阪市飯高町赤桶字庄司ヤスバ 1071 の 3
 - (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 245 号

三重県自然環境保全条例（平成 15 年三重県条例第 2 号。以下「条例」といいます。）第 18 条第 1 項の規定により三重県指定希少野生動植物種の指定をしますので、同条第 8 項の規定により、次のとおり告示をします。

平成 29 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 三重県指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針

三重県指定希少野生動植物種	種の保護に関する指針
ヒメタイコウチ	1 種名

	<p>和名 ヒメタイコウチ (昆虫綱カメムシ目タイコウチ科)</p> <p>学名 <i>Nepa hoffmanni</i></p> <p>2 概要 本州の静岡県から兵庫県、四国の香川県に分布する。体長 20mm 内外で、尾端に 3mm ほどの呼吸器官を持つ。産卵期は 4～6 月で 5 齢を経て 8～9 月頃に成虫になる。寿命は約 2 年。</p> <p>3 指定要件 県内における生息地面積が 40 平方 km 以下、生息地が過度に分断されており、個体数の継続的な減少が予測されることから、三重県自然環境保全条例施行規則 (平成 15 年三重県規則第 37 号。以下「規則」という。) 第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第 20 条第 2 項関係) 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるときは、次のとおりとする。 (1) 三重県文化財保護条例 (昭和 32 年三重県条例第 72 号) 第 39 条第 1 項又は桑名市文化財保護条例 (平成 16 年桑名市条例第 187 号) 第 36 条第 1 項の規定による現状変更等の許可がされない場合 (2) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (3) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (4) 適切な飼養施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第 20 条第 6 項第 2 号関係) 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。 (1) 三重県文化財保護条例第 39 条第 1 項又は桑名市文化財保護条例第 36 条第 1 項の規定による現状変更等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第 23 条第 2 号) 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
ギフチョウ	<p>1 種名 和名 ギフチョウ (昆虫綱チョウ目アゲハチョウ科) 学名 <i>Luehdorfia japonica</i></p> <p>2 概要 本州固有種、北限は秋田県。開張 50～60mm でアゲハチョウとしてはやや小型の種。年 1 回、春に発生する。</p> <p>3 指定要件 県内における既知生息地点数は 10 程度であるが、伊賀地域以外では長期間生息情報がなく、現存する生息地としては 5 地点以下、出現範囲は 500 平方キロメートル未満となる。減少傾向は著しく、最近 10 年間の生息地面積の減少率は 50%以上となっている。このことは、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ハ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等が極度に減少していること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第 20 条第 2 項関係) 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるときは、次のとおりとする。 (1) 名張市文化財保護条例 (昭和 30 年条例第 24 号) 第 37 条第 1 項の規定による現状変更等の許可がされない場合 (2) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (3) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (4) 適切な飼養施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第 20 条第 6 項第 2 号関係) 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。 (1) 名張市文化財保護条例第 37 条第 1 項の規定による現状変更等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第 23 条第 2 号) 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
ネコギギ	<p>1 種名 和名 ネコギギ (条鰭綱ナマズ目ギギ科) 学名 <i>Tachysurus ichikawai</i></p> <p>2 概要 日本固有の淡水魚類であり、東海三県のみ分布している。これまでの最大体長はおおよそ 150mm で、寿命は自然河川で雄 5 歳、雌 7 歳までが推定されている。産卵期は 6 月下旬から 8 月上旬までで 7 月中旬に集中する。</p> <p>3 指定要件</p>

	<p>県内における生息地面積が 10 平方 km 以下、生息地が 5 地点以下であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、</p> <p>イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。</p> <p>ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されることを満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）第 125 条第 1 項の規定による現状変更等の許可がされない場合 (2) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (3) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (4) 適切な飼養施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。 (1) 文化財保護法第 125 条第 1 項の規定による現状変更等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
<p>ヒメムカゴシダ</p>	<p>1 種名 和名 ヒメムカゴシダ（シダ植物コバノイシカグマ科） 学名 <i>Monachosorum arakii</i></p> <p>2 概要 日本固有種。葉身の長さ 70cm ほどになる常緑性シダ。中軸に大きな無性芽（むかご）が数個つく。</p> <p>3 指定要件 県内における生育個体数が 50 未満であると推定されていることから、規則第 19 条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
<p>シデコブシ</p>	<p>1 種名 和名 シデコブシ（被子植物双子葉類モクレン科） 学名 <i>Magnolia stellata</i></p> <p>2 概要 国内では三重、岐阜、愛知の 3 県にまたがる地域の固有種。落葉性の亜高木で、高さ 3～8（15）m、花は 3 月下旬～4 月上旬、白色または淡紅色。国内では東海三県の地域固有種。丘陵地の侵食の及んでいない小谷の底部に生育し、生育地は湧水に涵養された特異な立地にみられる。東海丘陵要素植物。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積が 40 平方 km 以下、生育地が過度に分断されており、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、</p> <p>イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。</p> <p>ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されることを満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 文化財保護法第 125 条第 1 項、三重県文化財保護条例第 39 条第 1 項、又は四日市市文化財保護条例（昭和 28 年四日市市条例第 39 号）第 38 条第 1 項の規定による現状変更等の許可がされない場合 (2) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (3) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (4) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。</p>

	<p>(1) 文化財保護法第 125 条第 1 項、三重県文化財保護条例第 39 条第 1 項又は四日市市文化財保護条例第 38 条第 1 項の規定による現状変更等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
<p>ヒキノカサ</p>	<p>1 種名 和名 ヒキノカサ（被子植物双子葉類キンボウゲ科） 学名 <i>Ranunculus ternatus</i></p> <p>2 概要 河口周辺の湿地に自生する茎の高さ 10～20cm の多年草。根元から数個の紡錘状の太った根と細い根ができる。花は黄色、花期は 4～5 月。生育地は河口部に多く、増水による長期間の水没があれば絶滅のおそれがある。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積が 0.2 平方 km 以下、生育地が 5 地点以下であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
<p>アゼオトギリ</p>	<p>1 種名 和名 アゼオトギリ（被子植物双子葉類オトギリソウ科） 学名 <i>Hypericum oliganthum</i></p> <p>2 概要 日当たりのよい湿地に生える多年生草本。茎は叢生し、よく分岐する。葉は無柄でわずかに茎を抱く。葉の全面に明点が散在し、縁には黒点が密に並ぶ。花は直径 10～13mm で黄色、花期は 7～9 月。</p> <p>3 指定要件 県内における生育個体数が 50 未満であると推定されていることから、規則第 19 条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。 (1) 生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合。</p>
<p>ヒメキカシグサ</p>	<p>1 種名 和名 ヒメキカシグサ（被子植物双子葉類ミソハギ科） 学名 <i>Rotala elatinomorpha</i></p> <p>2 概要 水湿地に稀に生育する一年草。沈水状態で生育する。茎は地面を這い、枝は直立して高さ 4～7cm になる。葉は長さ 3～10mm、幅 1.5～4mm。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積が 0.2 平方 km 以下、生育地が 1 地点以下であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係）</p>

	<p>条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合</p> <p>(2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合</p> <p>(3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
<p>フジワラサイコ</p>	<p>1 種名 和名 フジワラサイコ（被子植物双子葉類セリ科） 学名 <i>Bupleurum quadriradiatum</i></p> <p>2 概要 三重県の固有種。石灰岩地の疎林内に生育する多年生草本。地上部は全体に繊細で葉も著しく細く、広いものでも幅 1.5cm 程度、基部はほとんど茎を抱かない。花期は 7 月。</p> <p>3 指定要件 県内における生育個体数が 50 未満であると推定されていることから、規則第 19 条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合</p> <p>(2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合</p> <p>(3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
<p>マイヅルテンナンショウ</p>	<p>1 種名 和名 マイヅルテンナンショウ（被子植物単子葉類サトイモ科） 学名 <i>Arisaema heterophyllum</i></p> <p>2 概要 草原や河畔林などに生育する多年草。高さ 60～120cm で球茎に子球を形成する。葉は 1 個で、鳥足状に 17～21 枚の小葉をつける。</p> <p>3 指定要件 県内における生育個体数が 50 未満であると推定されていることから、規則第 19 条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合</p> <p>(2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合</p> <p>(3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>

三重県告示第 246 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 29 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表中第 1 号の項を削り、第 2 号の項を第 1 号の項とする。

別表 1(3)の表中第 6 号の項及び第 7 号の項を削る。

別表 1(4)の表中第 5 号の項から第 7 号の項までを削り、同表に次のように加える。

5	四日市コンビナートBCP強化緊急対策事業費補助金	自然災害に備え、四日市コンビナート事業者における事業継続の取組強化を促進することにより、県内産業及び雇用への影響を最小限に抑え、四日市コンビナートへの信頼を高めることで、取引先の拡大、遊休地への立地促進等の更なる活性化につなげる。	別に定める四日市コンビナートBCP強化緊急対策事業の実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
---	--------------------------	---	------------------------------------	--------	--------

別表 1(7)の表を削る。

別表 1(6)の表第 1 号の項 (C) の欄を次のように改める。

公益財団法人三重県産業支援センターが実施する中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第 7 条第 1 項に基づく特定支援事業及び中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 38 条第 1 項に基づく中核的支援機関の支援事業に必要な経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの

別表 1(6)の表第 12 号の項 (C) の欄中「経営指導員、補助員等」を「経営指導員等」に、「及び補助員」を「等」に改め、「、専門指導員、補助員」を削り、同表中第 15 号の項を削り、第 16 号の項を第 15 号の項とし、第 17 号の項を削り、第 18 号の項を第 16 号の項とし、同表を別表 1(7)の表とする。

別表 1(5)の表中第 3 号の項を削り、第 4 号の項を第 3 号の項とし、第 5 号の項を第 4 号の項とし、同表第 6 号の項 (C) の欄を次のように改め、同項を同表第 5 号の項とする。

中小企業等が知的財産の戦略的活用を図ることを支援するため、公益財団法人三重県産業支援センターが実施する外国出願の支援事業に要する経費

別表 1(5)の表中第 7 号の項を削り、第 8 号の項を第 6 号の項とし、第 9 号の項から第 14 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表第 15 号の項 (A) の欄を次のように改め、同項を同表第 13 号の項とする。

三重県航空宇宙産業試作開発事業費補助金

別表 1(5)の表中第 16 号の項を第 14 号の項とし、第 17 号の項を第 15 号の項とし、同表を別表 1(6)の表とする。

別表 1(4)の表の次に次の一表を加える。

(5) 三重県営業本部担当課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助(交付)率	(E) 補助対象者
1	伝統産業・地場産業新たな魅力創出事業費補助金	伝統産業・地場産業の新たな魅力を創出し、次世代へ引継いでいくことを目的に事業者の人材及び担い手育成を図る。	伝統産業・地場産業に従事する人材及び担い手の育成、後継者の確保並びに技術の伝承及び向上への取組に要する経費	1/2以内	中小企業等

別表 1(8)の表中第 2 号の項を削る。

別表 1(10)の表中第 1 号の項を削り、第 2 号の項を第 1 号の項とする。

別表第 2 を次のように改める。

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具

1	発電用施設周辺地域振興事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める処分制限期間に相当する期間	1件の所得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具
2	電源立地地域対策交付金（水力枠）		
3	電源立地地域対策交付金（立地枠）		
4	石油貯蔵施設立地対策等交付金		
5	四日市コンビナートBCP強化緊急対策事業費補助金		
6	中小企業高付加価値化投資促進補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数又は補助事業完了の日から10年のいずれか短い期間	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める機械及び器具
7	三重県中小企業・小規模企業地域課題解決プロジェクト支援事業費補助金		

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

三重県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。
 平成29年3月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
21	伊勢市停車場線	伊勢市停車場	
		伊勢市	

三重県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。
 平成29年3月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿曾浦港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南伊勢町大江字ヲベタ 1175 番 2 地先から 度会郡南伊勢町大江字片山田 1165 番 1 地先	旧新	8.18~20.94	121.53
	新	4.00~6.28	131.63

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル

伊勢市岡本一丁目 121 番 20 地先から 伊勢市本町 121 番 11 地先まで	旧	64.00～82.00	73.00
	新	64.00～82.00	73.00

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 260 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南伊勢町五ヶ所浦字西川原 1027 番地先から 度会郡南伊勢町五ヶ所浦字西川原 971 番地先まで	旧	17.21～17.89	14.69
	新	16.20	14.69

第 4

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 260 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南伊勢町木谷字北河内 332 番 2 から 度会郡南伊勢町木谷字石光浦 290 番 2 まで	旧	7.00～46.10	1118.00
	旧新	10.80～72.10	726.00

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤目滝線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
名張市箕曲中村字広保 51 番 1 地先から 名張市本町 338 番地先まで	旧	4.60～26.20	1042.20

三重県告示第 249 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 阿曾浦港線	度会郡南伊勢町大江字ヲベタ 1175 番 2 地先から 度会郡南伊勢町大江字片山田 1165 番 1 地先まで	平成 29 年 3 月 31 日
県道 依那具山出線	伊賀市山出字松林 1549 番 6 地先内	平成 29 年 3 月 31 日

三重県告示第 250 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 29 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称
津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画下水道
津市単独公共下水道（中央処理区）
- 3 事業施行期間
昭和 43 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

昭和 43 年建設省告示第 1906 号、昭和 45 年三重県告示第 768 号、昭和 50 年三重県告示第 98 号、昭和 57 年三重県告示第 178 号、昭和 63 年三重県告示第 143 号、平成 7 年三重県告示第 224 号、平成 12 年三重県告示第 594 号、平成 18 年三重県告示第 260 号及び平成 23 年三重県告示第 192 号の事業地を削除し、津市西丸之内地内、東丸之内地内、高洲町地内及び港町地内を加える。

(2) 使用の部分

昭和 43 年建設省告示第 1906 号、昭和 45 年三重県告示第 768 号、昭和 50 年三重県告示第 98 号、昭和 57 年三重県告示第 178 号、昭和 63 年三重県告示第 143 号、平成 7 年三重県告示第 224 号、平成 12 年三重県告示第 594 号、平成 18 年三重県告示第 260 号及び平成 23 年三重県告示第 192 号の事業地を削除し、津市東古河町、丸之内養正町、西丸之内、南丸之内、北丸之内、中央、丸之内、津字万町、字北町、字新立町及び字東町、愛宕町字清原、相生町字上子畑、塔世字新地、大門、東丸之内、住吉町、中河原字川原、字筒之口、字尺川、字西興、字矢倉下、字城ノ内及び字南浦、大字乙部字神子、字川田、字北浦、字中島及び字俵田、乙部、寿町、高洲町、末広町、海岸町、港町並びになぎさまちを加える。

三重県告示第 251 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 29 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施行者の名称

津市

2 都市計画事業の種類及び名称

亀山都市計画下水道

津市芸濃公共下水道（棕本処理区）

3 事業施行期間

平成 13 年 10 月 5 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 13 年三重県告示第 516 号、平成 16 年三重県告示第 525 号及び平成 23 年三重県告示第 193 号の事業地を削除し、津市芸濃町棕本字西町、字殿町、字出口、字中町、字百々、字山中、字愛宕町、字念佛田、字新町、字八幡前、字中野、字大石、字川原、字巾、字響野、字森、字墓澤、字南山ノ花、字西富家、字追上、字馬屋町、字藤ノ山、字北豊久野、字西豊久野及び字東富家並びに芸濃町萩野字琴峰及び字大門を加える。

三重県告示第 252 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 29 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施行者の名称

四日市市

2 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画下水道事業

第 1 号公共下水道

3 事業施行期間

昭和 46 年 12 月 17 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和 46 年三重県告示第 814 号-2、昭和 47 年三重県告示第 99 号-2、昭和 48 年三重県告示第 760 号、昭和 49 年三重県告示第 611 号、昭和 52 年三重県告示第 519 号、昭和 52 年三重県告示第 774 号、昭和 54 年三重

県告示第 94 号、昭和 54 年三重県告示第 154 号、昭和 55 年三重県告示第 6 号、昭和 55 年三重県告示第 478 号、昭和 58 年三重県告示第 76 号、昭和 58 年三重県告示第 422 号、昭和 61 年三重県告示第 551 号、昭和 62 年三重県告示第 92 号、昭和 63 年三重県告示第 394 号、平成 2 年三重県告示第 63 号、平成 4 年三重県告示第 193 号、平成 4 年三重県告示第 623 号、平成 7 年三重県告示第 129 号、平成 8 年三重県告示第 88 号、平成 9 年三重県告示第 1023 号、平成 11 年三重県告示第 49 号、平成 12 年三重県告示第 223 号、平成 15 年三重県告示第 40 号及び平成 18 年三重県告示第 63 号の事業地を削除し、浜町、千歳町、尾上町、三栄町、朝日町、昌栄町、曙町、寿町、西末広町、新浜町、午起三丁目、大字日永字吹師、字中浜及び字藤助縄、大字六呂見字西浜、日永東一丁目、日永東二丁目、泊小柳町、波木町字加登美、宮東町二丁目、松泉町、塩浜町、大浜町、川島町字山神谷、智積町字菅原並びに桜町字西別所を事業地に加える。

(2) 使用の部分

昭和 46 年三重県告示第 814 号-2、昭和 47 年三重県告示第 99 号-2、昭和 48 年三重県告示第 760 号、昭和 49 年三重県告示第 611 号、昭和 52 年三重県告示第 519 号、昭和 52 年三重県告示第 774 号、昭和 54 年三重県告示第 94 号、昭和 54 年三重県告示第 154 号、昭和 55 年三重県告示第 6 号、昭和 55 年三重県告示第 478 号、昭和 58 年三重県告示第 422 号、昭和 61 年三重県告示第 551 号、昭和 62 年三重県告示第 92 号、昭和 63 年三重県告示第 394 号、平成 2 年三重県告示第 63 号、平成 4 年三重県告示第 193 号、平成 4 年三重県告示第 623 号、平成 5 年三重県告示第 582 号、平成 7 年三重県告示第 129 号、平成 8 年三重県告示第 88 号、平成 9 年三重県告示第 1023 号、平成 11 年三重県告示第 49 号、平成 12 年三重県告示第 223 号、平成 15 年三重県告示第 40 号及び平成 22 年三重県告示第 559 号の事業地を削除し、西町、元町、西新地、北町、中部、大字四日市字五町、字中島及び字寅高入、西浦一丁目、西浦二丁目、堀木一丁目、堀木二丁目、中町、八幡町、諏訪町、本町、沖の島町、元新町、新々町、新町、北浜町、北条町、浜町、北納屋町、中納屋町、千歳町、尾上町、蔵町、南納屋町、高砂町、稲葉町、相生町、諏訪栄町、浜田町、三栄町、幸町、栄町、朝日町、十七軒町、中浜田町、南浜田町、新正一丁目、新正二丁目、新正三丁目、新正四丁目、新正五丁目、北浜田町、昌栄町、曙町、曙一丁目、曙二丁目、寿町、南起町、末広町、大字浜田字南起、大字赤堀字捨縄、字東新正縄及び字八郎兵衛縄、鵜の森一丁目、鵜の森二丁目、安島一丁目、安島二丁目、西末広町、九の城町、西浜田町、浜一色町、京町、高浜町、東新町、大協町一丁目、大協町二丁目、大字浜一色字古新田、字川縁、字天然新開、字北浦及び字北古新田、川原町、陶栄町、滝川町、新浜町、午起一丁目、午起二丁目、午起三丁目、高浜新町、本郷町、末永町、大字末永字中西、大字野田字平松、野田一丁目、赤堀一丁目、赤堀二丁目、赤堀三丁目、城東町、城西町、石塚町、赤堀南町、大字赤堀字芝田東、大字久保田字上里、大字大井手字横割、字角田、字四本杭及び字立割、大字松本、大字松本字井之谷、字岩ヶ谷、字塚谷、字小三ツ松、字上布田、字西垣内、字千坪、字大三ツ松、字大谷、字東川原、字風呂田、字北大谷及び字里中、伊倉一丁目、伊倉二丁目、伊倉三丁目、西伊倉町、中川原一丁目、中川原二丁目、中川原三丁目、中川原四丁目、大井手一丁目、大井手二丁目、久保田一丁目、久保田二丁目、芝田一丁目、芝田二丁目、松本一丁目、松本二丁目、ときわ一丁目、ときわ二丁目、ときわ三丁目、ときわ四丁目、ときわ五丁目、青葉町、大井手三丁目、松本三丁目、松本四丁目、松本五丁目、松本六丁目、西松本町、城北町、赤堀新町、南松本町、日永一丁目、日永二丁目、日永三丁目、日永四丁目、日永五丁目、泊町、前田町、泊山崎町、追分一丁目、追分二丁目、追分三丁目、雨池町、大字馳出字北新開、大字日永字岡山、字貝之谷、字釜谷、字見取場、字口山、字山ノ越、字甚兵衛縄、字登城山、字土網、字藤右衛門縄、字祢宜谷、字母ヶ坂、字北多郎三郎縄、字本願、字明德谷、字南多郎三郎縄、字瀬古縄、字新田屋敷、字藤助縄、字吹師及び字中浜、大字六呂見、大字六呂見字沖殿、字荒新開、字寺縄、字小浦、字甚九郎、字甚九郎田、字西浦、字続き縄、字大工縄、字大島、字東浦、字南浦、字南新堀、字白子堀、字北浦及び字西浜、大字泊村字圍井ヶ腰、字古里、字山崎、字水池、字西奥、字西谷、字内谷、字南奥、字盆井及び字薬師ヶ嶽、大字大治田、大字大治田字乞食谷及び字宗左衛門谷、日永東一丁目、日永東二丁目、日永東三丁目、泊小柳町、日永西一丁目、日永西二丁目、日永西三丁目、日永西四丁目、日永西五丁目、東日野町字溝野、字城山、字天王森、字道之上、字南川原、字日野陵及び字本覚院、西日野町字溝野、字小溝野、字東浦、字八幡、字飛入、字平谷及び字里中、室山町字垣内、字五反田、字枝谷、字八幡及び字八反田、八王子町字稲田、字高花、字出雲、字登り、字南幸、字南野、字富里、字蜂谷、字北野及び字里前、小林町字小林新田、高花平一丁目、高花平二丁目、高花平三丁目、高花平四丁目、高花平五丁目、笹川一丁目、笹川二丁目、笹川三丁目、笹川四丁目、笹川五丁目、笹川六丁目、笹川七丁目、笹川八丁目、笹川九丁目、東日野一丁目、東日野二丁目、波木町字加登美、字広瀬谷、字溝野、字坂向、字西浦、字西亀ヶ谷、字谷口、字東亀ヶ谷、字満足谷及び字野僧谷、貝家町字溝野、采女町字小藪及び字森ヶ山、小古曾町字山条及び字西谷、小古曾一丁目、小古曾二丁目、小古曾三丁目、小古曾四丁目、小古曾五丁目、

小古曾六丁目、森カ山町、小古曾東一丁目、小古曾東二丁目、小古曾東三丁目、波木が丘町、波木南台一丁目、波木南台二丁目、波木南台三丁目、波木南台四丁目、大字塩浜字貫縄、字境目、字五形花、字取手釜、字鐘場、字中堀、字八幡、字浜田、字里浦及び字里前、大字馳出字葎原、塩浜本町一丁目、塩浜本町二丁目、塩浜本町三丁目、御菌町一丁目、御菌町二丁目、馳出町一丁目、馳出町二丁目、馳出町三丁目、浜旭町、七つ屋町、宮東町一丁目、宮東町二丁目、宮東町三丁目、川合町、高旭町、小浜町、中里町、宝町、柳町、大池町、松泉町、石原町、塩浜町、東邦町、海山道町一丁目、海山道町二丁目、海山道町三丁目、大井の川町一丁目、大井の川町二丁目、大井の川町三丁目、大浜町、内山町字大亀谷及び字仲尾、川島町字井之表、字街道、字柿ヶ広、字鴨岡、字曲り山田、字犬吠、字三滝川、字山神谷、字西広、字惣田、字大谷、字大坪、字沢中、字佃、字辻之前、字東谷、字藤山、字白山、字八ツ狭間、字浮橋、字別山、字北山、字北川、字目代及び字條ノ谷、小生町字屋敷、字高腰、字山分谷、字生泉、字西川原、字鑄冶谷、字堂谷、字南谷、字尼ヶ谷、字檜谷、三滝台一丁目、三滝台二丁目、三滝台三丁目、三滝台四丁目、浮橋一丁目、浮橋二丁目、川島新町、別山一丁目、別山二丁目、別山三丁目、別山四丁目、尾平町字高塚、字高柳、字小判場、字大谷及び字谷口、智積町字花本、字外川原、字宮後、字御所垣内、字山上、字仕丁町、字寺井、字車井、字城丸、字生水、字石長生谷、字椿谷、字当水、字武佐及び字鶴岡、桜町字衣笠、字一の谷、字奥別所、字割谷、字乾谷、字丸須子、字久保、字九年保、字熊谷、字経塚、字五ノ高丘、字高前、字今井、字砂子谷、字桜谷、字三反田、字山上垣内、字山畑、字四ノ高丘、字神田ヶ平、字西ノ平、字西沢、字西別所、字大峽、字大坂ノ上、字中縄手、字中野、字猪来道、字釣谷、字東茅元、字東沢、字東別所、字鶯ヶ巣、字南垣内、字日向腰、字斧研、字武佐、字北垣内、字北平子、字矢形及び字六ノ高丘、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台本町、桜台三丁目、桜花台一丁目、桜花台二丁目、桜新町一丁目、桜新町二丁目、大治田町字東浦、字本伝、字浅後、字正之縄及び字七反縄、川尻町字貝下、字丸田、字春元、字城西、字新屋敷、字大仙寺、字中割、字南割、字起シ、字古城、字城東、字古屋敷、字小島縄、字極楽寺及び字香橋、大治田一丁目、大治田二丁目並びに大治田三丁目地内を事業地に加える。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
橋本 雅司	津市白塚町 282-2	津市河芸町影重沢 715 ほか 39 筆
石井 康宏	津市芸濃町北神山 451-1	津市芸濃町北神山川向 2191 ほか 10 筆
農事組合法人 南家城営農組合	津市白山町南家城 2502-2	津市白山町南家城川久保 2464 ほか 2 筆
農事組合法人 西肥留営農組合	松阪市西肥留町 170 番地	松阪市西肥留町字牛浦 11 ほか 1 筆
水本 守	松阪市深長町 601	松阪市久米町字殿垣内 1642
一之瀬農業 株式会社	度会郡度会町小萩 7 番地	度会郡度会町南中村久留沖 2159 番ほか 16 筆
高波 泰之	名張市美旗中村 607	名張市美旗中村 4164-1 ほか 6 筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
三重県農林水産部担い手支援課
- (2) 縦覧期間
平成 29 年 3 月 31 日から同年 4 月 13 日まで

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 8 条第 1 項の規定により、寺井土地改良区の設立認可の申請は適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、決定については、土地改良法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 29 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 土地改良事業計画書の写し
 - (2) 定款の写し
- 2 縦覧の期間
平成 29 年 4 月 3 日から同月 28 日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340-1）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成 29 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

嘉例川土地改良区

退任理事

桑名市大字嘉例川 66 番地の 5

伊藤 直 枝

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により河川整備計画を定めましたので、同条第 6 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 河川整備計画を定めた河川名
二級河川井戸川水系
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県熊野建設事務所

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により河川整備計画を定めましたので、同条第 6 項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 河川整備計画を定めた河川名
二級河川前川水系
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県志摩建設事務所

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
